

第6回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議 事項書

平成23年12月20日13:00～
議事堂3階301委員会室

1 三重県議会基本条例の検証に当たって検討すべき課題について

2 その他

添付資料

- | | |
|-------|---|
| 資料 A | 第5回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議における議論の結果 |
| 資料6-1 | 三重県議会基本条例第12条の規定に基づく附属機関、第13条の規定に基づく調査機関及び第14条の規定に基づく検討会等について |
| 資料6-2 | 他の地方議会の議会基本条例における附属機関の設置に関する関連規定 |
| 資料7-1 | 議員の定数及び選挙区、議員報酬及び費用弁償等に関する規定 |
| 資料7-2 | 他の道府県の議会基本条例において、議員の定数、選挙区、議員報酬及び費用弁償の在り方等について規定しているもの |
| 資料8-1 | 他の道府県の議会基本条例において、議会の側から知事等執行部対して文書による質問等を行うことができる規定(いわゆる「質問主意書」に類するもの)について |
| 資料8-2 | 他の道府県の議会基本条例において、議会の側から知事等執行部に対して文書による質問等をおこなうことができる規定(いわゆる質問主意書に類するもの)を設けているもの |

第 5 回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議(H23.11.25)

における議論の結果

テーマ 1：議会と知事の関係について

プロジェクト会議における議論の結果：

議会の議決権と知事等の執行権を書き込むことについては、議会の議決権と知事等の執行権を条例に書き込むか、また、議会と知事等の関係は、（常に）緊張関係か、適切な関係なのか、他の道府県の基本条例の状況を「章」単位で内容を見ることが必要なことから、保留とする。

テーマ5：質問趣旨確認（反問権）について

プロジェクト会議における議論の結果：

質問趣旨確認（反問権）は議会基本条例には書き込まない。

知事等執行部の職員が議員に対して、議員の質問の趣旨・意味を確認したい場合に限って認めることとし、「議会会議規則」や「申し合わせ」に書く必要があるかどうかについて、「議会運営委員会」において検討してもらうよう座長から依頼する。

三重県議会基本条例第 12 条の規定に基づく附属機関、第 13 条の規定に基づく調査機関及び第 14 条の規定に基づく検討会等について

1. 三重県議会における附属機関、調査会、検討会等について

各機関における議会基本条例の逐条解説（抜粋）及び運用状況については、以下のとおり。

(1) 附属機関

(附属機関の設置)

第 12 条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる

< 逐条解説 >

行政課題が専門化、複雑化する中、その審議に当たっては、議会の意思形成を図る前提として、専門的知識を必要とする場合や調査等を行わなければ判断できないこと等が生じてきている。

本条では、議会がその議会活動に関する審査・諮問・調査を行うために、議会に学識経験者等で構成する附属機関を設置するものである。

本条で「審査」とは、特定の事項について判定ないし結論を導き出すために、その内容を調べること、「諮問」とは、特定の事項について附属機関の意見や見解を求め、尋ねること、「調査」とは、一定の範囲の事項についてその真実を調べることをいう。

「附属機関」については、地方自治法では、執行機関に設置することができる」とされているが（法第 138 条の 4 第 3 項）、議会に於ける規定はない。

一方、平成 18 年の法改正により、議案の審査又は地方公共団体の事務に関する調査のため、専門的事項に係る調査を学識経験者等にさせることができるという「専門的知見の活用」が規定されている（法第 100 条の 2）。

こうしたことから、本県議会としては、この「専門的知見の活用」の一類型として、議会の調査機能等を補完するために、「附属機関」を設置することができるとしたものである。

附属機関は、「別に条例で定めるところにより」設置することができるものとしており、議会に附属機関が設置できることを定めるものの各附属機関の直接の設置根拠になるものではなく、別に附属機関ごとにその設置目的、期間、組織等を規定する設置条例を設ける必要があるとした。

なお、本条は、議員以外の者で構成する機関を想定しており、次条第 2 項のように議員を構成員とするものではない。

< 運用状況 >

議会改革諮問会議（学識者等 5 名で構成）を平成 21 年 3 月に設置し、議長の諮問に基づき本県議会の議会改革について調査し、平成 22 年 5 月に第一次答申、平成 23 年 1 月に最終答申を提出。

(2) 調査機関

(調査機関の設置)

第 13 条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。

3 第 1 項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

< 逐条解説 >

本条の調査機関は、議決によりその設置根拠を明らかにしつつ、議会として行政上の課題に迅速・柔軟に対応することを目指すものである。

前条と同じく、平成 18 年の法改正により新設された「専門的知見の活用（法第 100 条の 2）」の一環として、議案の審査又は地方公共団体の事務に関する調査のため、学識経験者等で構成する機関を設置できる旨を規定したものである。

また調査機関は、「議決により」設置することができるものとし、その議決に当たっては、設置目的、期間、構成員の氏名等について明らかにすることが想定される。

本県議会においては、学識経験者及び議員で構成する議長の私的諮問機関として、平成 17 年 2 月に公営企業事業の民営化検討委員会を設置しており、今後は、こうした機関の設置については、本条によることとなる。

< 運用状況 >

財政問題調査会（学識者 3 名で構成）を平成 20 年 9 月に設置し、議長の諮問に基づき県財政に関わる問題点とその対応方策等について調査し、同年 10 月に第一次答申、同年 12 月に第二次答申を提出。

議員報酬等に関する在り方調査会（学識者等 5 名で構成）を平成 23 年 6 月に設置し、議長の諮問に基づき議員報酬及び政務調査費の在り方について調査を行っている。

本県議会における調査機関は、県政の課題に関する調査を行うとしているが、議長からの諮問を受けて調査し答申していることや、学識者等のみにより構成されていることから、実質的に議会基本条例第 12 条の附属機関と同様の役割を果たしている。

主な相違点は、附属機関が条例により設置されるのに対し、調査機関は議会の議決により設置されること、また、調査等の対象がそれぞれ議会活動と県政の課題になっていることである。

(3) 検討会等

(検討会等の設置)

第 14 条 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する検討会等を設置することができる。

2 前項の検討会等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

< 逐条解説 >

本条の検討会等は議員のみで構成し、県政の特定の課題に関して調査・検討を行うものであり、また前項の調査機関と同じく、議決によりその設置根拠を明らかにしつつ、議会として迅速・柔軟な対応を可能とするものである。

検討会等は、「議決により」設置することができるものとし、その議決に当たっては、設置目的、期間、構成員の氏名等について明らかにすることが想定される。なお、設置目的については議決事項として明示している。

本条の検討会等は主に政策立案・提言に関する調査・検討に特化し、具体的には、議員提出条例案に関する検討会や研究会等を設置することが考えられる。

< 運用状況 >

道州制・地方財政制度調査会を設置（平成 19 年 6 月）

政策討論会議を設置

- ・新しい県立博物館整備のあり方（平成 19 年 6 月）
- ・福祉医療費助成制度の見直し（平成 19 年 12 月）
- ・財政の健全化（平成 20 年 10 月）

食の安全安心の確保に関する条例検討会を設置（平成 19 年 12 月）

水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議の設置（平成 19 年 12 月）

議員提出条例に係る検証検討会の設置（平成 20 年 6 月）

歯と口腔の健康づくり推進条例検討会（平成 23 年 9 月）

上述のとおり、県政の課題に関する調査については、既に現行の地方自治法第 100 条の 2（専門的知見の活用）及び三重県議会基本条例第 13 条の規定に基づく調査機関が担っている。

議会活動については、議員自身の活動と重複することとなるものであり、例えば議会の情報公開や議会改革などに関して議員以外の第三者による機関を設置し、諮問することにより、客観性や中立性の確保を図っている。

2. 専門的知見の活用（地方自治法第 100 条の 2）

第 100 条の 2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

本条は、第 28 次地方制度調査会の「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」（平成 17 年 12 月）を踏まえ、平成 18 年の地方自治法の改正により追加された事項である。

従来から、議会において専門的な知見を要すると考えられる場合の制度としては、公聴会や参考人制度があるが、これらの制度は、意見を聴取することができるにとどまり、議会が必要とする専門的な知見を得ることができるような調査・研究を求めて報告を受けるといったものではない。

平成 18 年の改正は、議会の活動として、議案の審査及び当該地方公共団体の事務の調査に関し専門的な知見の活動が必要となった場合に、議会が学識経験者等に専門的事項に係る調査をさせることができるとしたものである。

（1）調査を求める相手方

個人だけでなく、法人、法人格のない団体・組織等も対象となるものであり、大学、調査研究機関等も含まれる。また、複数の者の合議による調査・報告もできる。

（2）調査の対象

議案の審査又は当該地方公共団体の事務に関する調査が議会において行われていることが前提となる。

（3）手続き等

議会の議決を要する。議決の内容としては、調査の対象である専門的事項、期間、調査を求める相手方の氏名又は名称、調査の結果の提出方法等である。

< 参考 >

根拠	名称等	構成員等	調査等の対象	機能	設置根拠
基本条例第 12 条	附属機関	学識経験者等	議会活動	審査、諮問調査	条例
基本条例第 13 条	調査機関	学識経験者等 + 議員（必要があると認めるとき）	県政の課題	調査	議決
基本条例第 14 条	検討会等	議員	県政の課題	調査	議決
自治法第 100 条の 2	専門的知見の活用	個人、団体・組織等 （複数の者の合議による調査・報告も可能）	議会で審査・調査されている県政の課題	調査	議決

3. 既存の附属機関（執行機関の附属機関や国の審議会等）と議会の附属機関との相違

既存の附属機関（執行機関の附属機関や国の審議会等）

執行機関の附属機関や国の審議会等の役割の一つに、諮問に応じて意見、見解を述べることや、政策等の提言や勧告を行うということがある。この意見、提言、勧告等の答申の取扱いについては、以下のとおり捉えられている。

- ・ 審議会の答申は、法的には行政庁を拘束しないが、（略）答申が最大限尊重されるべきはいうまでもない。（出典：行政法要論・学陽書房・原田尚彦著）
- ・ 法律や条例で定められた事項について諮問した以上、それに対する意見を尊重することは当然の事理。（出典：行政法 行政組織法・有斐閣・塩野宏）
- ・ 平成 11 年に成立した中央省庁等改革関連法以降、「わざわざ審議会等を設置する以上、その勧告や意見を受けた政府がそれを尊重するのは当然である」と整理されているところである。（第 165 国会衆議院総務調査室資料より）

議会の附属機関

他方、そもそも議会は、住民を代表して、地方公共団体の意思を決定する機関であるから、その権能を行使するに当たっては、外部からの介入関与を一切排除して、独立かつ自由に活動できなければならない。議会に対する外部からの権力的介入を許すことは、いわば議会の自殺であってその存在意義を抹消するも同然だからである。（出典：議会法・ぎょうせい・松澤浩一著）

<参考> 議会に附属機関を設置することについて、総務省への照会及び回答等
平成 21 年 2 月、第 12 条の規定を活用した三重県議会改革諮問会議の設置
に先立ち、議会に附属機関を設置することについてその見解を聴取するため、
総務省職員と打合せを行った。その際の総務省における地方自治法の解釈は次
のとおり。

- ・ 首長は独任性の機関であるため、偏った考え方等に陥る懸念がある。そのため、合議制の専門的又は中立的な第三者機関(執行機関の附属機関)を設け、その意見を反映させるようにしている。
- ・ 他方、議会はそもそも多様な民意を反映した、かつ選挙という洗礼を受けた議員によって構成されるこの上ない客観性(かつ中立性)を持つ合議体であり、そのような懸念はない。
議会は合議をすることが仕事なので、それを別の機関(附属機関)に丸投げするのは良くないのではないか。
- ・ とはいえ、専門的知見が必要となる場合があり、既にそれは公聴会や参考人などで住民の意見を聞く制度はあるけれども、それでは賄いきれない部分があるため、地方自治法第 100 条の 2 (専門的知見の活用) が設けられた。(平成 18 年の地方自治法改正による)
- ・ なお、この専門的知見の活用は複数の学識経験者等の合議による調査、報告も含む。しかし、議長会から要望を受けた議会の附属機関とは異なり、合議の構成員に非常勤特別職の委員を任命するいわゆる附属機関に位置付けられるものではない。附属機関というのは多義的であり、いろいろなものが想定できる。議会の審議を丸投げするような、いわゆる執行部の附属機関のような、審議会はできない。
- ・ 費用弁償等金銭の支給について住民訴訟を受ける可能性はある。仮に条例を制定し、その規定に基づいても、当該条例が違法であると訴えられる可能性はある。裁判所が最終的にどのような判断をするかは分からないが、総務省として言えるのは「当該附属機関は法律に根拠のあるものではない」ということ。

4 . 議会改革諮問会議「最終答申」(平成 23 年 1 月 24 日) 抜粋

附属機関の在り方

(4) 附属機関委員の身分等

今回、都道府県議会としては全国で初めて条例による附属機関として、学識者等 5 名で構成する「議会改革諮問会議」が設置され、議会改革の検証作業に必要な様々な調査を実施したところです。全国でも例のない取組として注目され、その委員としては責任の重大さを感じざるを得ませんでした。

一方、議会の附属機関は、執行機関のように地方自治法に基づく設置ではないため、委員の身分が「非常勤の特別職」とは見なされず、報酬を支払うことができないと一般的には解されています。このため今後、新たな附属機関を設置する際には、附属機関の委員の身分が明らかになるよう条例で定めておくことが求められます。

また、地方自治法第 100 条の 2 に定める専門的知見の活用との関係で、複数の委員により合議体をつくって活用する方法についても、今後検討していく必要があります。

他の地方議会の議会基本条例における附属機関の設置に関する関連規定

条例名	附属機関の設置等に関する規定
宮城県議会基本条例 (平成 21 年宮城県条例第 43 号)	<p>第 6 章 議会の機能の強化 (専門的知見の活用等)</p> <p>第23条 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査を効果的に行うため、法第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の委託を活用するものとする。</p> <p>2 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、調査又は諮問のための機関を設置することができる。</p> <p>(宮城県議会の解説) 平成 18 年の地方自治法の改正により、議会の活動として、議案の審査及び当該地方公共団体の事務の調査に関し専門的な知見の活用が必要となった場合に、議会が学識経験者等に専門的事項に係る調査をさせることができるようになりました。 議案の審査等を効果的に行うため、この制度を活用することを定めています。 また、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、調査、諮問等のための機関を設置することができることを定めています。</p>
会津若松市議会基本条例 (平成 20 年会津若松市条例第 19 号)	<p>第 7 条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。</p>
所沢市議会基本条例 (平成 21 年条例第 1 号)	<p>第 9 章 議会及び議会事務局の体制整備 (附属機関の設置)</p> <p>第 23 条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。</p> <p>(所沢市議会の解説) 市政全般について、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときには、別に条例で定めるところによって、附属機関を設置することができることを定めています。</p>
北海道福島町議会基本条例 (平成 21 年条例第 11 号)	<p>第 6 章 適正な議会機能 (附属機関の設置)</p> <p>第20条 議会は、議会活動及び町政の課題に関する審査・調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置する。</p> <p>2 議会は、必要があると認めるときは、前項の附属機関に、議員を構成員として加える。</p> <p>3 附属機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>附属機関の設置実績 議会基本条例の検証や見直し、議員定数や歳費に関する事項、さらに議会評価に関する事項等の調査審議等を行うために議会の附属機関として「議会諮問会議」を平成 22 年度から設置。</p>
神奈川県葉山町議会基本条例 (平成 21 年条例第 13 号)	<p>(附属機関の設置)</p> <p>第 6 条 議会は、議会活動等に関して必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、審査、調査又は諮問のための附属機関を設置することができる。</p> <p>(葉山町議会の解説) 議会の機能強化等を図るため、また町民参加の方法の一つとして、議会においても附属機関を設置することができる根拠規定を明文化するものである。</p>

議員の定数及び選挙区、議員報酬及び費用弁償等に関する規定

1. 議員の定数及び選挙区の関係

地方自治法（昭和22年4月17日法律第六十七号）

第90条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

2～7（略）

公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号）

（選挙の単位）

第12条 衆議院（小選挙区選出）議員、衆議院（比例代表選出）議員、参議院（選挙区選出）議員及び都道府県の議会の議員は、それぞれ各選挙区において、選挙する。

2～4（省略）

（地方公共団体の議会の議員の選挙区）

第15条 都道府県の議会の議員の選挙区は、都市の区域による。

2 前項の区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下本条中「議員一人当りの人口」という。）の半数に達しないときは、条例で隣接する他の都市の区域と合せて一選挙区を設けなければならない。

3 第1項の区域の人口が議員一人当りの人口の半数以上であっても議員一人当りの人口に達しないときは、条例で隣接する他の都市の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

4～7、9（省略）

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成18年3月1日、三重県条例第1号） 抜粋

（定数）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第1項の規定により、三重県議会の議員の定数は、51人とする。

（選挙区及び各選挙区の議員の数）

第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条の規定により、三重県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。（表：省略）

2. 議員報酬及び費用弁償等の関係

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

（政務調査費等）

第100条

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

（議員報酬、費用弁償及び期末手当）

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けすることができる。

3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

（昭和31年10月1日、三重県条例第44号） 抜粋

第1条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。

第2条 議員報酬は、次のとおり毎月支給する。

議長 月額 102万円

副議長 月額 90万円

議員 月額 83万円

第6条 議長、副議長及び議員の職務のため旅行する場合には、その費用の弁償として旅費を支給する。

第9条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者には、それぞれの期間につき期末手当を支給する。

三重県政務調査費の交付に関する条例

（平成13年3月27日、三重県条例第49号） 抜粋

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、三重県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務調査費の交付)

第2条 政務調査費は、三重県議会の会派(所属議員が1人の会派を含む。)及び議員の職にある者に対し交付する。

(政務調査費の額)

第3条 会派に係る政務調査費の額は、一月当たり、15万円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

2 議員に係る政務調査費の額は、一月当たり、18万円とする。

三重県特別職報酬等審議会条例

(昭和39年10月9日、三重県条例第77号) 抜粋

(設置)

第1条 知事の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、三重県特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 知事は、議会の議員の議員報酬の額又は知事若しくは副知事の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

他の道府県の議会基本条例において、議員の定数、選挙区、議員報酬及び費用弁償の在り方等について規定しているもの

条例名	関する規定	関係条例
議会基本条例において、議員の定数や選挙区、議員報酬について規定したもの。		
北海道議会基本条例 (平成 21 年条例第 75 号)	<p>(議員定数等)</p> <p>第 24 条 議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、道民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする。</p>	<p>北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(平成 14 年条例第 66 号)</p> <p>北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 31 年条例第 67 号)</p>
岩手県議会基本条例 (平成 20 年条例第 72 号)	<p>(定数)</p> <p>第 25 条 議員の定数は、議会が県民の意思を県政に反映する機能を十分に発揮するとともに、議会を能率的に運営しその意思決定を円滑に行うことができるよう、県議会議員の定数等に関する条例(平成 14 年岩手県条例第 37 号)で定める。</p> <p>(岩手県議会の解説) 抜粋 本条は、議員の定数の設定に当たり考慮すべき事項として、議会が県民の意思を県政に反映する機能を十分に発揮できること及び議会を能率的に運営しその意思決定を円滑に行うことができることを規定するとともに、定数の根拠となる条例を明確にしている。</p> <p>(議員報酬及び費用弁償)</p> <p>第 26 条 議員報酬及び議員の職務の遂行に要した経費を償うための費用弁償については、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和 27 年岩手県条例第 7 号)で定める。</p> <p>(岩手県議会の解説) 抜粋 県が議員に対してどのような名目の公費を支給するのか、議員の仕事の対価としてどの程度の報酬が支給されるかは、県民に対し、分かりやすく明らかにされるべき事項である。また、地方自治法においても、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには支給してはならないことと規定している(自 204 条の 2)。 本条は、このように透明性が強く求められる議員報酬と費用弁償について、その支給の根拠となる条例を明らかにするものである。</p>	<p>特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和 27 年条例第 7 号)</p> <p>県議会の議員の期末手当の特例に関する条例(平成 14 年条例第 39 号)</p> <p>県議会議員の定数等に関する条例(平成 14 年条例第 37 号)</p>
神奈川県議会基本条例 (平成 20 年条例第 68 号)	<p>(他の条例との関係)</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>2 議員定数、定例会、委員会、政務調査費、議会図書室、議員報酬、議会の議決に付すべき事件等については、別に条例で定める。</p> <p>(神奈川県議会の解説) 抜粋 第 2 項の議員定数、定例会、委員会等は、県議会に係る主な条例を例示したものである。</p>	<p>県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和 31 年条例第 41 号)</p> <p>神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(昭和 53 年条例第 59 号)</p>

<p>京都府議会基本条例 (平成 22 年京都府条例第 44 号)</p>	<p>(議員の定数及び選挙区) 第 21 条 議員の定数及び選挙区については、京都府議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の定数に関する条例(昭和 54 年京都府条例第 1 号)の定めるところによる。 2 議会は、議員の定数及び選挙区に関して検討又は見直しを行う場合は、議会及び議員の活動を通じて府民の意思が府政に反映できることに配慮するものとする。</p>	<p>京都府議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和 25 年京都府条例第 54 号) 京都府議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の定数に関する条例(昭和 54 年京都府条例第 1 号)</p>
<p>大阪府議会基本条例 (平成 21 年大阪府条例第 59 号)</p>	<p>(定数及び選挙区) 第 7 条 議会は、議員の定数及び選挙区の設置について、府民の意思を府政に十分反映できるよう、適宜、適切な見直しを行うものとする。 2 議員の定数及び選挙区の設置については、別に条例の定めるところによる。</p>	<p>大阪府議会議員の定数及び選挙区並びに各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(昭和 33 年大阪府条例第 52 号) 大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 31 年大阪府条例第 21 号)</p>
<p>奈良県議会基本条例 (平成 22 年奈良県条例第 13 号)</p>	<p>(議員の定数及び選挙区) 第 20 条 議会は、県民の意思を県政に的確に反映できるよう、議員の定数及び選挙区について、適宜、適切な見直しを行うものとする。</p>	<p>奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例(昭和 31 年奈良県条例第 40 号) 奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例(昭和 33 年奈良県条例第 35 号)</p>
<p>高知県議会基本条例 (平成 21 年条例第 72 号)</p>	<p>(議員報酬等) 第 6 条 議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当については、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成 20 年高知県条例第 29 号)の定めるところによる。 (議員の定数及び選挙区) 第 12 条 議会は、議員の定数及び選挙区について、県民の意思を県政に十分反映することができるよう、適切な見直しを行うものとする。 2 議員の定数及び選挙区については、高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(平成 14 年高知県条例第 1 号)の定めるところによる。</p>	<p>高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(平成 14 年条例第 1 号) 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成 20 年条例第 29 号)</p>

議会の側から知事等執行部に対し文書により質問等を行うことや資料提出を要求することについて

1 知事等に対する文書による質問

(1) 国会が内閣に提出できる文書形式の国政に関する質問

国会の会期中、国会議員は内閣に対し、国政に関することについて文書の形で質問することができる。その質問書は、その国会議員が所属する議院の議長を通じて内閣に送られる。質問主意書を受け取った内閣は、原則として7日以内に文書で回答する。このときの回答は、閣議を通さなければならないことになっている。

委員会における口頭質問の時間は、会派(政党)の人数に比例して割り振られているので、無所属議員や規模の小さな政党が使える時間はわずかに限られてしまっている。そこで、例えば薬害エイズ事件での厚生省の情報公開など、質問主意書を使って政府の問題を追及することもある。

質問内容によっては回答期間を延期することもできるが、内閣は必ず回答を出さなければならない。閣議を経るということもあって、質問主意書に対する回答は、政府の公式見解として残ることになる。

(出典: Weblio 辞書)

国会法(抄)

第74条 各議院の議員が、内閣に質問しようとするときは、議長の承認を要する。質問は、簡明な主意書を作り、これを議長に提出しなければならない。 議長の承認しなかった質問について、その議員から異議を申し立てたときは、議長は、討論を用いなくて、議員に諮らなければならない。

議長又は議院の承認しなかった質問について、その議員から要求があったときは、議長は、その主意書を会議録に掲載する。

第75条 議長又は議院の承認した質問については、議長がその主意書を内閣に転送する。

内閣は、質問主意書を受け取った日から7日以内に答弁をしなければならない。その期間内に答弁することができないときは、その理由及び答弁をすることができる期限を明示することを要する。

第76条 質問が緊急を要するときは、議院の議決により口頭で質問することができる。

< 参考先例 >

・ 衆議院先例集先例第 415

「質問主意書で資料を要求するものは、受理しない。議員の質問は、国政に関して内閣に対し問いただすものであるから、資料を求めるための質問主意書は、これを受理しない。」

・ 参議院先例録先例第 368

「単に資料を求めることを目的とする質問主意書は、受理しない。内閣に対し資料を求めることは質問ではなく、また、内閣に対する資料の要求は、議院又は委員会の議決によることを要するので、単に資料を求めることを目的とする質問主意書は、受理しない。」

(2) 文書質問制度について

第 5 回「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」において、県政に関する質問の方法の一つとして「文書質問制度」が検討されており、その際の資料は以下のとおり。

なお、検討の結果、特に制度化する必要はないとの結論になった。

1 概要

議員が執行部に対し、文書で質問を行う方法。法令上の禁止規定はないので、会議規則に規定すれば制度を設けることができる。ただし、質問は口頭によることが原則であるので、例外的な取扱いとなる。

2 他県の状況

平成 21 年 6 月現在、北海道、東京都、神奈川県、長野県、石川県、徳島県に制度があり、東京都はかなり活発に文書質問が行われているが、その他は数件程度又は事例なしである。(全国都道府県議会議長会調べ)

3 東京都議会の事例

(1) 会議規則

(文書質問)

第 84 条 議員は、会期中執行機関等に対し文書で質問することができる。

2 前項の質問は、簡明な趣意書を議長に提出しなければならない。

3 質問趣意書は、議長が答弁書提出の期日を指定して執行機関等に送付する。

4 議長は、質問趣意書及び答弁書を各議員に配付する。

(2) 運用状況

・平成 20 年 29 件、平成 21 年 21 件、平成 22 年 29 件の実績がある。

・年に何回でも質問できるが、定例会で一般質問をした議員は、その会期中は質問できない。

4 メリット・デメリット

(1) メリット

- ・質問者の割り当てや質問時間の制限がない。
- ・会期中であればいつでも質問できる。ただし、会期ごとに提出期限は必要。
- ・細かなデータなどが正確に示される。
- ・公式の質問、答弁として会議録に記載される。

(2) デメリット

- ・執行部の負担が増える。
- ・質問があったことが外部からわかりにくい。

5 運用上のルール

文書質問の運用に当たっては、議会運営委員会で取扱いを定めることが必要である。

- ・会期中に限り認めることとし、乱用防止のため、回数制限等を設ける。
- ・会期中に回答する時間的余裕を確保するため、提出期限を定める。
- ・資料要求は認めないなど、基本事項を定める。
- ・質問書及び答弁書は全議員に配付するとともに、会議録に掲載する。

2. 知事等に対する文書による資料提出の要求

宮城県や京都府、愛媛県の議会基本条例においては、議会が必要があると認めるとき知事等に対して資料の提出や意見の開陳、説明等を求めることができることが規定されている。これは、個々の議員が事案の所管部局に対して関連資料を要求したり依頼したりするのは異なり、議会が意思決定の上、知事等に対して本会議等における答弁と同様の政策についての公式な説明や見解を書面で求めることができるようにするものと見られる。

市町村の議会基本条例を中心に研究している学識者は、議会の側から政策情報を求めることについて、次のとおり言及している。

(略) 他の自治体の議会基本条例の制定過程でも、首長側から難色が示される例が多いようだが(略)「議会は……説明を求めるものとする」というような条文にすることによって(略)条例を制定している。努力義務とはいえ、首長に義務を課す条例を制定する場合には、首長との調整を行うのが常識的な対応である。(略) 首長側が難色を示す理由のひとつは、どのような範囲の政策提案について(略)説明が求められるかが不明確であり、仮にあらゆる政策議案について説明を求められたとしても、現実問題として対応しかねるということにある。

(出典: 議会改革白書 2010 年版 P81「議会基本条例の諸論点」廣瀬克哉著)

また、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、議会は調査を行い、証言や記録の提出を請求することができる。

これに関しては、以下の点等について十分な調査や検討、整理等が必要とみられる。

.この議会基本条例に基づく資料の提出等の要求と地方自治法第 100 条第 1 項に基づく調査権の調査対象は、どのように使い分けるか。

.この議会基本条例に基づく資料の提出等の要求に当たっても議会が必要であると認める意思決定は、議決が必要であるとみられる。地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づく調査権の行使の場合と同様であり、新たに規定を設ける必要はあるのか。

.この議会基本条例に基づく資料の提出等の要求があった場合、知事等から議会への資料の提出等について期限を設けるのか。

.この議会基本条例に基づいて議会が提出を要求した資料の作成に当たっては膨大な作業を伴う場合にはどうするのか。

< 百条調査権 >

地方自治法

第 100 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

2 (省略)

3 第 1 項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、6 箇月以下の禁固又は 10 万円以下の罰金に処する。

4 ~ 11 (省略)

本条の調査は、議会に対して認められたものであり、当然には常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の担任する権限ではない。したがって、委員会においてこれらの調査を行う場合は、その都度、議会の議決を要する。

(出展: 逐条地方自治法 松本英昭著、学要書房)

他の道府県の議会基本条例において、議会の側から知事等執行部に対して文書による質問等を行うことができる規定（いわゆる質問主意書に類するもの）を設けているもの

条例名	議会の側から知事等執行部に対して文書による質問等を行うことに関する規定	道府県からの回答等 資料提出等を求めることができるのは議会か、委員会か、各議員か。 知事等による対応に期限はあるか。 資料提出等に膨大な作業を要する場合や回答困難な場合、対応しないことは可能か。 地方自治法 100 条 1 項の規定に基づく調査権との違いはどうか。
議会基本条例において、知事等に対して資料の提出や説明、意見の開陳等を求めることができる規定を設けているもの		
宮城県議会基本条例 (平成 21 年宮城県条例第 43 号)	(資料の提出等の要求) 第 26 条 議会は、議会活動に関して必要があると認めるときは、 知事等に対し、資料の提出、意見の開陳及び説明をを求める ことができる。	具体的な案件が出た際に、課題を整理し検討することとしており、実際の運用は行われていない。 なお、議会基本条例制定前から、本県の委員会条例には、出席説明の要求とともに資料提出要求を規定しており(宮城県議会委員会条例第 20 条) 議案の実質的な詳細審査等を行う委員会においては、委員会の判断で必要な資料を、議長を経て要求できることとなっており、また、議員個人からの資料要求に対する執行部側の現実的対応もあり、議会全体として資料の提出等の要求をしようという状況は今のところ出ていない。 <逐条解説> 知事等に対する資料の請求は、現在でも事実上実施されているが、議案等の審議・調査をより一層充実するため、資料の請求と提供を制度的に保障するという観点から定めたもの。
石川県議会基本条例 (平成 22 年条例第 29 号)	(議員の役割) 第 8 条 議員は、次に掲げる役割を担うものとする。 1 (略) 2 会議等における審議、審査等不断の議会活動に資するため、 知事等に資料の提出又は説明を求める ほか、国内外を問わず、必要な調査研究を行うこと。 3 (略)	各議員 期限は設けられていない 特に定められていない。前例なし。 地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づく調査権は、議会が主体となっているが、条例第 8 条では議員が主体となっている。
京都府議会基本条例 (平成 22 年京都府条例第 44 号)	(審議に関する資料の請求等) 第 14 条 議会は、議案等の審議の充実を図るため、必要に 応じ、 知事等に対し、当該審議に係る事項について、資料の提出、説明等を求める ものとする。	～ 現段階では、特に具体的な手続等は定められていない。 条例第 14 条は、地方自治法第 109 条第 4 項等の審査に当たり、充実した審議を行うためには当然に必要な議会側の行為、姿勢を敢えて入念的に規定されたものである。 言うまでもなく、当該条項は、執行部側に応答義務を課すものではなく、その対応は任意のものであり、罰則等で担保されている地方自治法第 100 条第 1 項に規定されている調査権とは全く別のものである。
大阪府議会基本条例 (平成 21 年大阪府条例第 59 号)	(議員の活動原則) 第 3 条 (略) 2 議員は、府民の多様な意見を府政に適切に反映させるため、広く府域、府政の諸課題についての調査研究を行うこととし、必要に応じて 知事等に対し、資料の提出や説明を求める ことができるものとする。 3・4 (略)	各議員 期限は設けられていない。 知事等に資料の提出や説明を義務付けるものではないため、対応しないことは可能である。 前例については、各議員の個別の活動になるため、議会事務局では把握していない。

<p>愛媛県議会基本条例 (平成23年条例第34号)</p>	<p>(県政に関する調査等の権限) 第15条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第1項の規定による県の事務に関する調査の権限その他の同法に定める権限を的確に行使するものとする。 (重要な政策に関する資料の請求等) 第16条 議会は、知事等が県政に係る基本計画等の重要な政策又は施策を作成し又は変更するときは、必要に応じて、資料の提供及び説明を求めるとともに、関連する政策立案及び政策提言を行うものとする。この場合において、知事等は、これらに誠実に対応するものとする。</p>	<p>議会であり、原則として議決によるものと考えている。決定時に期限を設けるか、検討されるものと考えている。「知事等は誠実に対応するものとする」としており、誠実対応と認められるのなら可能と考える。なお、現状では、知事等から議会や議員(会派)への資料の提供及び説明は、十分行われていることもあり、この規定による請求自体の例がない。あくまで、基本条例の規定は、知事への誠実対応を求めたものであり、地方自治法100条第1項の規定に基づく調査権とは、別個のものと考えている。</p>
------------------------------------	---	---

議会基本条例において、地方自治法第100条第1項の規定に基づく調査の権限について規定しているもの

<p>北海道議会基本条例 (平成21年条例第75号)</p>	<p>(調査) 議会は、法第100条第1項の規定により、議案又は道の事務に関する調査を行うほか、道政及び議会運営に関する具体的な課題の解決に資するため、必要な調査を行うものとする。</p>	
<p>岩手県議会基本条例 (平成20年条例第72号)</p>	<p>(制度の積極的活用) 第17条 議会は、法第96条第2項の規定に基づく議決事項の追加、法第100条の2の規定に基づく専門的事項に係る調査の委託等その他の法に規定する議会の権限に関する制度を積極的に活用するものとする。</p>	<p><逐条解説> 地方自治法で規定されている議会の権限に関する制度は、次のとおり。 (5)調査権等(地方自治法第100条) 議会は、県の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求できる。</p>
<p>長野県議会基本条例 (平成21年条例第43号)</p>	<p>(県政に関する調査等の権限等) 議会は、知事等の事務の執行に対する監視機能を最大限に発揮するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第1項の規定による県の事務に関する調査の権限その他の同法に定める権限を的確に行使するものとする。</p>	<p>審査の過程において、委員から執行機関に対し、資料要求があったときは、委員会で諮り、委員長が口頭で委員会としての資料要求を行う場合がある。その際は、提出可能な範囲や期限において対応している。</p>